

GW 中に接種希望の自治体に 「間に合うよう配送」

河野太郎・行政改革担当相は4月6日の閣議後の記者会見で、新型コロナウイルスワクチン「コミナティ」の供給について触れ、「ゴールデンウィーク（GW）期間中に接種を希望する自治体に対しては、間に合うように配送したい」とする考えを示した。

政府は、4月26日の週に、全市区町村に1箱ずつワクチンを配送するほか、5月9日までの2週間に合計4000箱を全国に配送するとしている。

GW中の接種分は、この4000箱のなかから充当する考え。

河野担当相は、GW期間中の接種を希望している自治体は194としたうえで、必要なワクチンは約50万人分との見通しを示し、製造元のファイザー社と調整を進めるとした。

また、自治体や医療機関に対しては、ワクチンの送り先などのワクチン接種円滑化システム（V-SYS）の登録情報が正確か、あらためて確認するよう求めた。

■国民には慌てないよう呼びかけ

河野担当相はまた、4月12日から高齢者に対するワクチン接種が始まるのを前に、予約の受け付けなどに混乱が生じないように自治体に「工夫」を求め、併せて国民に慌てず落ち着いて行動するよう呼びかけた。

ワクチンの確保について河野担当相は、「5月になれば相当数が入ってくる。6月までには高齢者の2回分の接種に必要なワクチンは確保できる」との見通しを示した。接種については65歳以上の3600万人に、短期間に接種するのは不可能とし、「希望する方には確実に接種できるので、慌てずに対応をお願いしたい」などと呼びかけた。また、自治体に対しては地域別、年齢別などで分散して接種券を配送するなど、混乱を避ける工夫を求めた。

高齢者へのワクチン接種、 重症化予防の意味大きい

田村憲久厚生労働相は、4月6日の閣議後の記者会見で、同12日から開始される高齢者を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種について記者の質問に答え、「高齢者の方々の重症化リスクが高いというなかで、ワクチン接種は発症予防となり、重症化も防げる。我々がこの新型コロナウイルス感染症のなかで一番危惧している重症化を減らす、非常に意味のあることだ」と述べた。

また、中山間地域や離島などの、ワクチン接種を行う医療従事者の確保が困難な地域については「例えば看護師の派遣等も含めて対応できる」とし、各自治体で体制整備を進めているとした。そのうえで「円滑に進むように、国としてもサポートチーム等をつくって対応している。

これからもしっかりと協力をしながら接種を進めていきたい」などと述べた。

さらに、病床の確保について記者の質問に答え、「これまでコロナ関係の患者を診ていなかった医療機関、または診ているけれども新たに病床を確保したという医療機関に対し、年末年始から始めた制度の対象として最大 1950 万円を支給する」と表明。

変異株が広がっている地域に関しては、個室の病床等で対応してきたが、無症状や症状の軽い場合は療養施設等でも対応するようにしたと説明した。場合によっては既存株の患者と同室での対応も可能とした。

医療情報③
厚生労働省
事務連絡

新型コロナウイルスの検査体制整備で指針 ～4月1日付で、都道府県等に宛てて事務連絡

厚生労働省は4月1日付で、「『新型コロナウイルス感染症の検査体制整備に関する指針』について」を、都道府県等に宛てて事務連絡した。

「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」（3月18日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）では、「次の感染拡大に備え、高齢者施設の従事者等に対し積極的に検査を実施できる体制を整備するとともに、過去最大規模の新規感染者数が生じた場合も十分に検査ができるよう、国および自治体の連携のもと、概ね4月中を目途に検査体制整備計画を見直す」とされている。

事務連絡では、これを踏まえて、国と地方公共団体の協働のもと、新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の整備を進める観点から、「新型コロナウイルス感染症の検査体制整備に関する指針」を策定したとした。さらに、これを参考として、5月以降の検査体制を点検のうえ、必要な検査体制の整備に取り組むよう求めている。

策定した検査体制整備計画については、都道府県がとりまとめて、「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の状況」に記載し、4月23日までに国に報告するよう求めている。

「指針」では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の検査の基本的な考え方について、以下のことが重要と指摘。

- ▼感染が疑われる方や濃厚接触者など検査が必要な者がより迅速・スムーズに検査を受けられるようにする
- ▼地域における感染拡大を防止する必要がある場合には広く検査が受けられるようにする

さらに、以下の各項目について示されている。

▼検査需要の把握

▼検査体制の整備

▼点検および計画の策定・報告

医療情報④
厚生労働省
事務連絡

ワクチンの使用用途制限の緩和等で事務連絡

厚生労働省は4月2日付で、「ワクチンの使用用途制限の緩和等について」を、都道府県に宛てて事務連絡した。

ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）で施設類型変更を連携型接種施設／サテライト型接種施設から基本型接種施設に変更する際の手続きについて、従来は配分されたワクチンの在庫がない場合に変更できるとなっているが、これを以下のように変更する。

- ①連携接種型／サテライト型接種施設は、基本型接種施設への変更を希望する場合、V-SYS上で変更申請を行うとともに、市町村に対し、以下を申告する。
 - ▼連携接種型／サテライト型接種施設として受け取ったワクチンの在庫がないことまたはその時点で在庫がある場合には、在庫が確実になくなると見込める時期
 - ▼変更後の基本型接種施設としてワクチン配送を希望するクール（在庫がなくなる時期よりも後）
- ②市町村は、申請内容を確認のうえ、V-SYS上で当該施設に係る施設類型の変更申請を承認する。
- ③当該施設は、上記①の配送を希望するクールでのワクチン納入希望量を登録する。
- ④市町村は、①のクールにおける医療機関へのワクチン分配を行う際、当該施設のワクチン在庫が、当該クールのワクチン配送開始予定日までになくすることを確認のうえ、当該施設に対してワクチン分配量を登録する。
- ⑤当該施設は、ワクチンの配送開始予定日まで、在庫のワクチンを使い切り、当該クールのワクチン配分を受ける。

また、4月12日から高齢者を対象としたワクチン接種が開始されるが、同日以降配送されるワクチンおよび医療従事者向け接種のためのワクチンについて、配送の名目がいずれであれ、医療従事者等および高齢者に接種することができることとした。

その際の留意点として、以下を挙げている。

- ▼4月19日の週までに配送されるワクチンについては、配送時の用途（本来用途）とは異なる接種対象者への用途（融通先用途）として接種を行った分については、本来用途に係る接種対象者に対し、後日配送される融通先用途向けのワクチンを使用できることを確認のうえで、それぞれの優先接種が確実に行われるようにする。
- ▼4月26日の週および5月3日の週に配送される高齢者向けワクチンについては、同時期から高齢者向け優先接種がすべての市町村で開始するものであるという趣旨を踏まえ、医療従事者への接種は当該ワクチンの一部にとどめる。

医療情報⑤
厚生労働省
事務連絡

障害者支援施設等入所者等への ワクチン接種で事務連絡

厚生労働省は4月5日付で、「障害者支援施設等入所者等および従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について（改正）」を、都道府県と市区町村に宛てて事務連絡した。

接種順位の上位に位置づける「基礎疾患を有する者」の範囲について、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会の議論を踏まえ、「障害者支援施設等入所者等および従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について」（2月19日付事務連絡）の「障害者支援施設等に入所等する基礎疾患を有する者への接種について」の基礎疾患を有する者（高齢者以外）の範囲について、「重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療〔精神通院医療〕で『重度かつ継続』に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）」に改めた。

医療情報⑥
厚生労働省
事務連絡

武田／モデルナ用低温冷凍庫の 割り当てで事務連絡

厚生労働省は4月2日付で、「低温冷凍庫（-20℃対応：据置型）の割り当て等について」を、都道府県に宛てて事務連絡した。

武田／モデルナ社ワクチン用の低温冷凍庫（-20℃対応：据置型）の各自治体への割り当てについて、すべての市区町村に対して最低1台割り当てるとともに、可能な限り公平になるよう、人口規模に応じて追加の割り当てを行っているとした。

配送先登録については、割り当て台数を踏まえ、市区町村が選定した配置先の配送先住所など必要事項を記入し、都道府県がとりまとめのうえ、4月19日までに、厚労省の予防接種室まで報告するよう求めている。

配送は、配置先リストの登録状況に応じ、5～6月中にかけて行う予定としている。

さらに、配置先検討にあたっては、ファイザー社製ワクチンと武田／モデルナ社製ワクチンが並行して供給される場合、接種実施医療機関等で取り扱うワクチンは、1施設につき1種類を原則とするものの、各ワクチンの取り扱いを明確に区別したうえで1会場で複数種類のワクチンを取り扱うことは許容されるとした。

また、1会場で両方のワクチンを取り扱う場合、ファイザー社製ワクチン保管用の超低温冷凍庫に加え、武田／モデルナ社製ワクチン保管用低温冷凍庫を設置する必要があり、同一電源に接続せず、それぞれ必要な電力の確保する必要があることを注意喚起している。

医療情報⑦
厚生労働省
事務連絡

診療報酬上の臨時的取り扱いで 事務連絡2本

厚生労働省は4月6日付で、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて（その40）」を、地方厚生（支）局と都道府県に宛てて事務連絡した。

回復期リハビリテーション病棟入院料の体制強化加算1について、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）患者を受け入れたこと等により、専従医師に係る要件を満たせなくなった場合の取り扱いについて、2020年8月31日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて（その26）」1の(2)①または②に該当している期間は、直ちに辞退の届け出をする必要はないとした。ただし、要件を満たしていない間、当該加算の算定はできない。

また、ニコチン依存症管理料について、「禁煙治療のための標準手順書」（日本循環器学会、日本肺癌学会、日本癌学会および日本呼吸器学会）が改定され、第8版では「標準的な禁煙治療プログラム」に沿った禁煙治療において、当面の間、初回および5回目の診察についても、情報通信機器を用いた診療を実施してよいとされたが、この場合、初回の診察については特定疾患療養管理料の2に規定する147点を、5回目の診察についてはニコチン依存症管理料の1口(2)に規定する155点を、それぞれ算定するとした。

また、初回の診察から情報通信機器を用いた禁煙治療を実施した場合は、ニコチン依存症管理料の2に規定する800点を算定できるとした。

なお、算定にあたっては、診療報酬明細書の摘要欄に、情報通信機器を用いた診察であることと、何回目の診察であることを記載する。

この際の基本診療料等の扱いは、初回の診察で特定疾患療養管理料の2に規定する147点を算定した場合には、初診料の注2に規定する214点（他の疾患について当該保険医療機関で初診があった場合には再診料の注9の規定による73点）を別に算定できるとした。

また、5 回目の診察でニコチン依存症管理料の 1 口(2)に規定する 155 点を算定した場合は、再診料、外来診療料、往診料、在宅患者訪問診療料（Ⅰ）または在宅患者訪問診療料（Ⅱ）は、別に算定できないとされた。

■まん延防止重点区域は施設基準の緩和対象に

厚生労働省は同日付で、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて（その 41）」を事務連絡した。

COVID-19 患者等を受け入れた保険医療機関等における施設基準等の臨時的な取り扱いについては、事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて（その 26）」（20 年 8 月 31 日）で示されている。

これについて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（重点措置）を実施すべき区域として公示された区域において、重点措置を実施すべき期間とされた期間については、当該区域を含む都道府県に所在するすべての保険医療機関、保険薬局および訪問看護ステーションについて、8 月 31 日事務連絡の対象医療機関等とみなすとした。

重点措置を実施すべき期間については、当該期間を含む月単位で取り扱う。

医療情報⑧
厚生労働省
公表

コロナワクチン接種、 計 139 万回あまりに

厚生労働省が 4 月 7 日に公表した新型コロナウイルスワクチンの接種実績によると、同日の接種は 1 回目が 4 万 371 回、2 回目が 6 万 4171 回の合わせて 10 万 4542 回だった。

施設数は 3092 だった。2 月 17 日からの合計では、1 回目が 103 万 6429 回、2 回目が 35 万 6679 回で、合わせると 139 万 3108 回となった。

医療情報⑨
厚生労働省
指定

変異株流行国・地域 29 に拡大 ～4 月 6 日、3つの国と地域を新たに指定

厚生労働省は 4 月 6 日、新型コロナウイルス変異株流行国・地域について、以下の 3 つの国と地域を新たに指定した。

▼カナダ（オンタリオ州）

▼スペイン

▼フィンランド

同月9日午前零時から措置が実施される。

これで、現行の26カ国と合わせて29の国と地域となる。現行の26カ国は、以下の通り。

▼アイルランド	▼アラブ首長国連邦	▼イスラエル	▼イタリア	▼ウクライナ
▼英国	▼エストニア	▼オーストリア	▼オランダ	▼スイス
▼スウェーデン	▼スロバキア	▼チェコ	▼デンマーク	▼ドイツ
▼ナイジェリア	▼パキスタン	▼ハンガリー	▼フィリピン	▼ブラジル
▼フランス	▼ベルギー	▼ポーランド	▼南アフリカ共和国	
▼ルクセンブルク	▼レバノン			

医療情報^⑩
4月7日
現在

フランスの COVID-19 感染者、 500 万人に迫る

厚生労働省のまとめによると、日本国内の新型コロナウイルスへの感染状況は、4月7日零時時点で、前日より2643人増えて、合わせて48万9576人となった。このうち、チャーター便による帰国者が15人、空港等検疫が2453人、国内事例が48万7108人。

国内の死者は、前日から30人増えて9279人となった。すでに退院している人は、前日より1327人増えて45万5382人となった。入院治療を要する2万4496人のうち、人工呼吸器装着または集中治療室に入室している重症者は、前日から5人増えて456人だった。

4月5日までの国内（国立感染症研究所、検疫所、地方衛生研究所・保健所等）のPCR検査の実施件数は1074万5587件だった。4月7日零時時点での都道府県別の感染者数は、東京都が12万3350人（死亡1785人）で最も多く、次いで大阪府の5万5748人（死亡1197人）、神奈川県が4万8775人（死亡788人）、埼玉県が3万3609人（死亡707人）、千葉県が3万203人（死亡580人）などとなっている。

■感染者1万人超、142の国と地域に拡大

厚労省のまとめ(図表)によると、4月7日15時時点の世界の新型コロナウイルスへの感染状況について、米国では感染者が3084万人あまりに達した。死者数は約55万7000人となった。ブラジルでは、感染者が約1310万人に達し、死亡者は約33万7000人。

インドでは感染者数が約1269万人、死者は約16万6000人。このほか感染者が100万人を超えているのは、フランス、ロシア、英国、イタリア、トルコなどの合わせて23カ国、10万人を超えているのは日本を含め、合わせて88の国と地域。感染者が1万人を超えているのは142の国と地域に拡大した。ヨーロッパでは、フランスで感染者が約490万人に達し

たほか、ロシアでは約 455 万人、英国で約 438 万人となっている。イタリアで約 369 万人、スペインで約 332 万人、ドイツでは約 291 万人となった。さらに、ポーランドで約 246 万人、ウクライナで約 182 万人、チェコで約 156 万人、オランダで約 134 万人となった。

中南米では、ブラジルのほか、コロンビアで約 247 万人、アルゼンチンで約 243 万人、メキシコで約 226 万人、ペルーで約 159 万人、チリで約 104 万人の感染が確認されている。

アジアでは、インドのほかインドネシアで感染者が約 154 万人となったほか、フィリピンで約 81 万人、パキスタンで約 70 万人、バングラデシュで約 65 万人などとなっている。

中東地域では、イランで感染者が約 196 万人となったほか、イラクでも約 89 万人となっている。アフリカ諸国では、南アフリカで感染者が約 155 万人に達した。

また、モロッコで感染者が約 50 万人となっている。

(図表)国別の感染者・死亡者の状況

国・地域	感染者	死亡者	国・地域	感染者	死亡者
米国	30,846,396	556,509	イラク	887,291	14,535
ブラジル	13,100,580	336,947	スウェーデン	834,993	13,533
インド	12,686,049	165,547	イスラエル	834,920	6,257
フランス	4,902,025	97,431	ポルトガル	824,368	16,887
ロシア	4,546,307	99,431	フィリピン	812,760	13,817
英国	4,379,033	127,126	パキスタン	700,188	15,026
イタリア	3,686,707	111,747	ハンガリー	691,743	22,098
トルコ	3,579,185	32,667	バングラデシュ	651,652	9,384
スペイン	3,317,948	75,911	ヨルダン	645,449	7,383
ドイツ	2,909,902	77,245	セルビア	625,773	5,537
コロンビア	2,468,236	64,524	スイス	610,274	10,403
ポーランド	2,456,709	55,065	オーストリア	562,907	9,517
アルゼンチン	2,428,029	56,634	モロッコ	499,025	8,865
メキシコ	2,256,509	204,985	レバノン	482,798	6,479
イラン	1,963,394	63,506	アラブ首長国連邦	474,136	1,516
ウクライナ	1,820,725	36,692	サウジアラビア	394,169	6,711
ペルー	1,590,209	53,138	スロバキア	365,733	10,094
チェコ	1,555,245	27,169	パナマ	356,913	6,146
南アフリカ	1,552,853	53,032	ブルガリア	356,859	13,786
インドネシア	1,542,516	41,977	マレーシア	353,329	1,300
オランダ	1,335,312	16,826	エクアドル	337,702	17,004
チリ	1,037,780	23,734	ベラルーシ	329,258	2,304
カナダ	1,027,854	23,132	カザフスタン	309,756	3,249
ルーマニア	983,217	24,386	ジョージア	284,958	3,832
ベルギー	904,673	23,247	ギリシア	281,570	8,532